

公益財団法人横浜市建築保全公社

公共工事設計労務単価等の改定(令和3年3月)に伴う特例措置の実施について

公益財団法人横浜市建築保全公社では、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の上昇を受け、工事請負契約のうち入札案件について、公共工事設計労務単価等の改定(令和3年3月)の措置を実施することとしましたのでお知らせします。

1 措置の内容

契約日が令和3年3月1日以降の入札案件の工事請負契約のうち、令和3年3月改定前の公共工事設計労務単価を適用して積算している工事について、請負人からの請求により請負代金額の変更を行います。

なお、当該特例措置により請負代金額を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負代金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただくようお願いいたします。

2 対象工事

契約日が令和3年3月1日以降の工事請負契約のうち、入札案件について、令和3年3月改定前の公共工事設計労務単価を適用して積算しているもの。

対象工事ごとに工事担当課からご連絡いたします。

3 変更手続等

公益財団法人横浜市建築保全公社工事請負契約約款第58条の規定に基づき協議を行います。

なお、変更手続等の詳細については、対象工事ごとに工事担当課及び総務課契約係からご連絡いたします。

この措置に使用する様式等は、公社ホームページ「様式ダウンロード」「入札・契約に関する様式のダウンロード」に掲載しております。(http://www.y-hozen.or.jp/nyusatu/download/)

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出します。

P新:新労務単価(新技術者単価)及び当初契約時点の材料単価により積算された予定価格

K:当該契約の落札率

$$\text{変更後請負代金額} = P\text{新} \times K$$

令和3年3月1日から3月31日の間で契約されたものは、令和3年1月単価、令和3年4月1日以降に契約されたものは、令和3年4月単価を適用します。

5 特例措置適用後の報告

本特例措置を適用した全ての工事について、下請契約への反映の有無の報告を工事完成後速やかに提出していただきます。(下請負契約が無い場合は、提出不要)

【問い合わせ先】

公益財団法人横浜市建築保全公社

総務課 契約係

電話 641-3124